うらやす
議会だより

2002年（平成14年）8月15日
No.96
発行　浦安市議会
編集　うらやす議会だより編集委員会
千葉県浦安市猫実一丁目1番1号　☎047－351－1111 内線1804

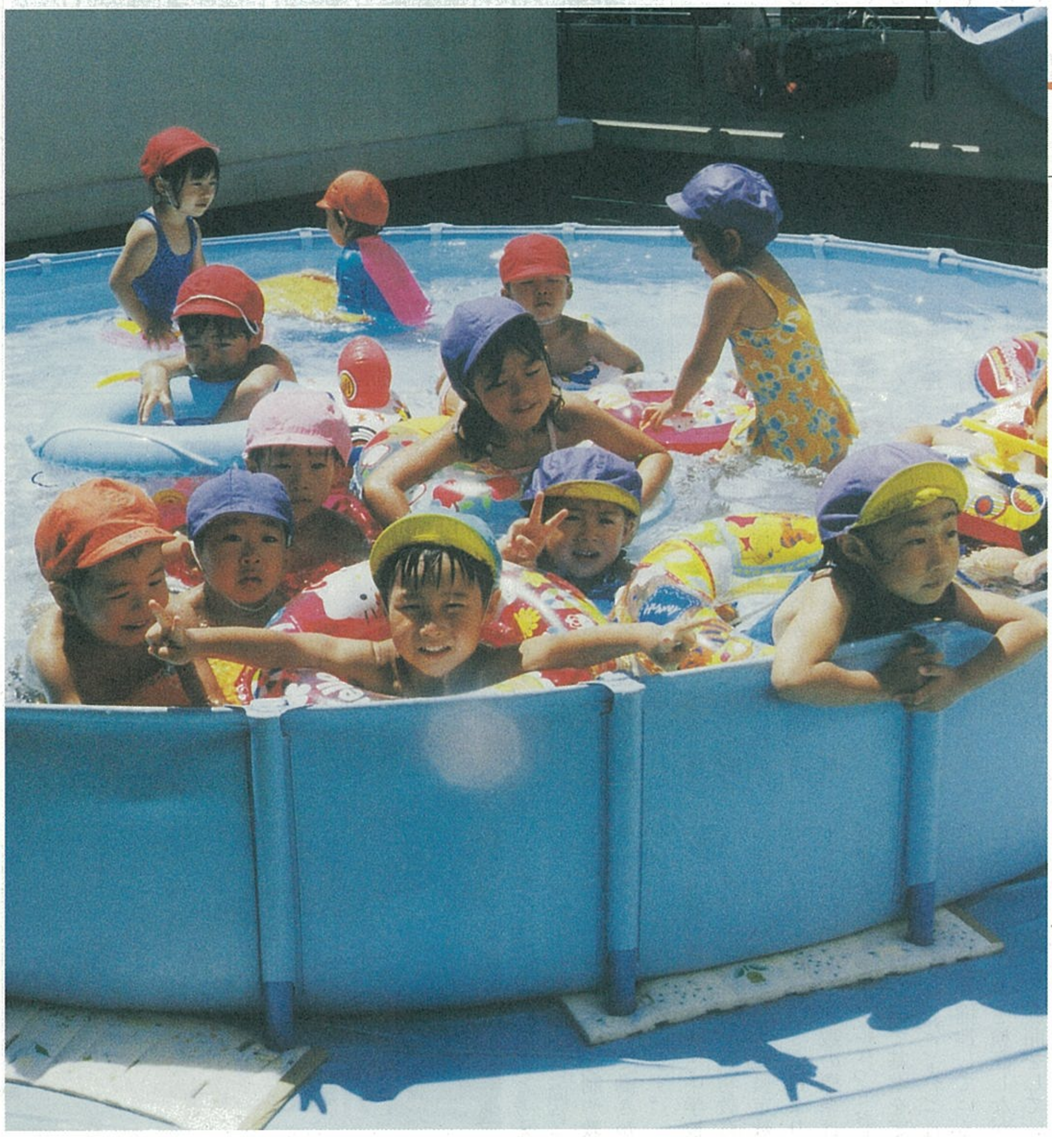

▲プールの時間（富岡保育園）

第2回定例会

浦安市税条例の一部改正ほか4議案を可決

新浦安駅周辺の自転車駐車場を5か所増設へ

平成14年第2回定例会は、6月3日より6月25日まで開催されました。

この定例会では、市長から提出のあった条例の一部改正5件が審議され、全議案が可決されたほか、議員から提出された発議5件を採決し、うち4件が可決されました。

また、公園・緑地整備事業に関する特別委員会より公園・緑地の整備事業に関する調査検討の中間報告が行われました。

議決内容

●条例の一部改正●

◎ **専決処分の承認**
市税条例（賛成多数）

地方税法の一部改正により、本年4月1日から施行する必要のあるものについて、専決処分による所要の改正を行った。

主な内容は、低所得者層の税負担の軽減を図るため、それぞれ個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額を引き上げ、また、法人市民税の法人等の区分について、マンションの建替えの円滑化等に関する法律により、マンション建替組合に法人格が与えられることとなったため追加した。

◎ **市税条例（賛成多数）**

地方税法の一部改正により所要の改正を行った。

主な内容は、個人市民税については、申告分離課税の見直しによる税率の引き下げや上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除制度の創設、長期保有上場株式等に係る特例として、平成16年度から18年度に限り暫定税率を創設することや株式等に係る譲渡所得等に係る特別控除制度の適用期間の延長、株式に係る特定口座を有する者に係る個人市民税の申告不要の特例の創設などを行った。

◎ **住居表示審議会条例（全員賛成）**

本市が、地方自治法第138条の4第3項の規定により設置される審議会等の附属機関を公正かつ適正に運営する等のために策定している「浦安市附属機関の委員の選任等に係る基準」に基づき、委員の選任要件を改めるとともに、その他所要の改正を行った。

◎ **自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例（全員賛成）**

今年度、新浦安駅周辺に予定している市営自転車駐車場6か所の新設と1か所の増設工事のうち、10月からの利用開始を予定している5か所の市営自転車駐車場を設置するため改正を行った。

◎ **市立小学校設置条例（全員賛成）**

高洲地区に建設中の（仮称）浦安市立第十四小学校の名称を浦安市立高洲小学校とし、位置を高洲24番地に定めるため、改正を行った。

●発　議●

◎ **市議会会議規則の一部を改正する規則の制定（可決）**
◎ **市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（可決）**
◎ **保育所運営費の増額を求める意見書（可決）**
◎ **保育所の整備計画をつくり、保育所新設のための施設整備費の増額を求める意見書（可決）**
◎ **「核密約」の公表・破棄と非核三原則の厳守・法制化を求める意見書（否決）**

●報　告●

◎ **専決処分の報告について**
損害賠償の額の決定及び和解
◎ **継続費繰越計算書について**
◎ **繰越明許費繰越計算書について**
◎ **事故繰越し繰越計算書について**
◎ **定期監査の結果について**
◎ **例月出納検査の報告について（1・2・3・4月分）**
◎ **財政援助団体等監査の結果について**
◎ **工事監査の結果について**
◎ **寄附受入れについての報告**

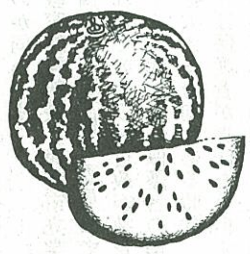

日程表

月日	曜日	日程
6/3	月	開会、会期の決定、提案理由の説明
10	月	会派代表による総括質疑、議案・請願各委員会付託
12	水	教育民生常任委員会
13	木	建設経済常任委員会
14	金	総務常任委員会
20	木	委員会審査結果報告・採決、公園・緑地整備事業に関する特別委員会中間報告、一般質問
21	金	一般質問
24	月	一般質問
25	火	一般質問、発議採決、閉会

市議会第3回定例会のお知らせ

市議会第3回定例会は9月2日（月）から開かれる予定です。

会期や審議日程は、8月29日（木）の議会運営委員会で決定され、公民館等やホームページにも掲示されます。

本会議を傍聴される方は、傍聴人控室で会議当日に受付をいたします。

なお、各常任委員会等は、委員長の許可を得て傍聴することができます。

車椅子での傍聴もできますので、議会事務局までご連絡ください。

◎うらやす議会だよりは、再生紙を使用しています。

一般質問

第2回定例会では、6月20・21・24・25日の4日間にわたり醍醐誠一（浦安21）、深作勇（浦安21）、辻田明（浦安21）、七里一司（日本共産党）、山崎次雄（無所属）、西山幸男（浦安21）、秋葉要（公明党）、武内幸彦（政友会）、田所由香（無所属）、元木美奈子（日本共産党）、高津和夫（公明党）、乾昭一（無所属）、森野卓郎（日本共産党）、空岡信耶（無所属）の各議員より市政全般に対して活発な論議が展開されました。

ここでは、紙面の関係でその一部を掲載いたします。

独居老人対策について

問　本市においてひとり暮らしをしている高齢者の状況が大変気になるところですが、本市において独居老人はどのくらいいるのか、また高齢者人口の何%を占めるのか、そして、それは近隣他市と比較してどのような位置づけとなっているのかご答弁をお願いいたします。

答　**保健福祉部長**　独居老人の数と高齢者人口との割合ですが、平成14年4月1日の住民基本台帳をもとにしたもので、本市では独居の方が2026人、高齢者人口の約18%です。

近隣市の状況は、独居の人数と高齢者人口との割合で、ご説明しますと、市川市では2193人、約4%、船橋市では4500人、約6%、松戸市では2606人、約4%、習志野市では3944人、約19%、鎌ヶ谷市では914人、約7%となっており、近隣の比較では、習志野市に次いで、高い数値となっています。

しかしながら、高齢化率との兼ね合いを考えると、高齢化率の最も低い本市の独居老人の比率が18%ということで、実質的には非常に高い割合であると認識しているところです。

乳幼児医療費助成制度について

問　乳幼児医療費助成制度は県で現物給付への移行方針を明らかにしていますが、県における現物給付の準備はどの程度まで進んでいるのかまた、制度拡大に対する市の考え方について伺います。

答　**市　長**　乳幼児医療費助成については、毎年、千葉県市長会を通じて県に現物給付の実施を強く要望してきました。

そうした働きかけもあり、来年度の平成15年度に県が現物給付を行うこととなったところです。

制度の拡大については、相当な財政負担が見込まれることから、将来的な市の財政状況も考慮し、平成15年度以降の給付状況を踏まえて十分検討しなければならないものと考えています。

答　**保健福祉部長**　医療費助成制度の状況については、今年5月に県が行った乳幼児医療対策事業担当者会議で説明があり、平成15年4月の実施に向けて、自己負担の徴収方法あるいは審査支払い事務費など、県が千葉県医師会や支払い機関の国保連合会と現在、調整しており、1月以降をめどに、各市町村で受給者証を交付できるよう準備を進めていくとの説明があったところです。

自転車駐車場について

問　本年2月17日発行の政策特集広報「自転車問題を考える」に対する市民の声について、これまでの意見、要望の数、また、どのような内容の意見が多かったのか伺います。また、放置自転車撤去に伴う移送・保管手数料も記載されていましたが、他の自治体に比較して安いように思いますが、移送・保管手数料の改正は考えていないのかお伺いします。

答　**都市整備部長**　市長への手紙で15名、市長へのEメールで18名、電話で1名、合わせて34名の方から意見や要望が寄せられています。主な内容としては、自転車駐車場の整備促進や放置自転車の撤去強化についての意見や要望が多く、このほかに「放置整理員が強く指導すべきだ」などの声が寄せられています。

移送・保管手数料については、今後、自転車駐車場を整備し、収容台数が確保できた段階で、手数料の見直しについて検討していく必要があると考えていますが、手数料を引き上げている他市の事例における撤去自転車の返還率低下等の問題もあり、他市の状況等も十分調査しながら検討していきたいと考えています。

▲新浦安駅第6自転車駐車場工事現場（入船）

25人学級の実現について

問　市長は、自らの公約、25人学級実現について、いつ実行する考えなのか、また、教育委員会は、この25人学級実現に向けての検討をどう進めているのか答えていただきたい。

答　**市　長**　学級編制に関しては、千葉県教育委員会の所管事項となっており、千葉県でも、今年度より小学校1、2年の一部において38人学級が実現されています。

このことは、以前より本市が要望してきた少人数教育の重要性が、ある程度理解されたものと考えており、今後ともその充実に向けて、千葉県に対して、学級編制や教職員配置の弾力化について働きかけをしていきたいと思います。

答　**教育長**　公立小・中学校の学級編制は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条により、1学級の児童・生徒数の標準は40人を上限とするようになっており、県教育委員会において基準を定めています。本市といたしましては、既に少人数教育を推進しているところで、その成果を検証しながらきめ細かな教育を展開をしていきたいと考えています。

ドリフト族対策について

問　市、浦安警察署、県企業庁、鉄鋼団地協同組合とのドリフト族対策の検討内容と、平成14年4月施行の千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例への市の解釈を伺います。

答　**都市整備部長**　港地区のドリフト族対策は、浦安警察署に取締りを要請してきましたが、より効果的な対策を講じるため、4月9日に市、交通管理者の浦安警察署、道路管理者の県企業庁、鉄鋼団地協同組合が現地確認後、対策案の協議を行っています。この協議の中で浦安警察署からチャッターバーを道路中央部に設置することが最も効果的な対策になるとの考えが示され、県企業庁ができるだけ早期に設置する方向で検討を進めていますので、引き続き県企業庁に早期設置を要請したいと考えています。次に、条例には目的達成のため県民・保護者・施設管理者の責務など8項目の責務が規定されており、市としても、高洲地区を含めた新町地区の皆さんの安全で平穏な生活のため、浦安警察署にドリフト族の取締りのお願いとともに、県企業庁に暴走行為ができなくなるようなチャッターバーの設置を求めています。

教師の資質の向上について

問　誰が、どのような方法で教師の資質を中立的立場で判定し、人事に反映したり研修を課したりしているのかお尋ねします。

答　**教育総務部長**　現行制度では、県教育委員会の計画に基づき、市教育委員会が勤務成績の評定を毎年定期的に実施しています。これは常時所属教職員に接して勤務状況を観察し、勤務実態を把握している校長の立場にある者が、職務・服務の状況、適性、能力を主に評定し、市教育長が不均衡を調整した上で、県教育委員会に報告するものです。

また、平成14年1月の県費負担教職員の免職及び県教育委員会の職への採用を行う処分に係る手続を定める規則に関する要項の通知の中で、指導が不適切な教員の判断の基準と視点が提示されました。これは学習指導、生徒指導、保護者との連携の3項目について、校長及び市町村教育委員会として指導が不適切な教員の把握に努め、当該教員に研修及び指導を行うことになっています。したがって校長及び教育長、あるいは市、県教育委員会が勤務の実態を判定し、人事に反映させたり研修を課したりしています。

学校選択制について

問　平成13年12月議会で学区・園区再編には選択性導入の必要性を提案したが、その後の調査・検討状況を伺います。また検討委員会では品川区教育改革プラン21の学校選択制の取組み等が議題に上ったのか伺います。

答　**教育総務部長**　浦安市立学校適正配置等検討委員会では、「これまでのように行政が教育を差配する時代から、保護者の選択権を拡大する時代、裏を返せば保護者が責任を分担する時代への流れを勘案すると、選択制導入には多くの懸念はあるが、決して学校や地域社会に不利益なことではない」として、通学区域制度を見直す提案がされました。

このことから、教育委員会では報告内容を尊重しつつ、本市の実情に即し、可能な範囲内で学校選択制を導入したいと考えています。

次に、検討委員会では通学区域制度に関する法令や通達、提言等を資料配付し、また品川区まで出向いて資料を取り寄せた委員もいます。通学区域制度の見直しについてさまざまな観点から議論をした際、品川区など先行的に実施している自治体の事例も話題に上っていました。

教育問題について

問　教育長公募の効果はどの政策にあらわれているのか、教育長に具体的にお示しいただきたいと思います。

答　**教育長**　学校教育制度とその運用方法が大きく変化しつつある今日において、従来積み上げてきた浦安の教育に新たな視点を加えていくことが、課せられた期待と役割と認識しています。

そのため、教育行政への地域住民の参加、協力、教育委員会からの積極的な情報発信を大きな柱として施策を推進しているところであり、昨年の本市中学校における事件の反省から、教職員の資質の向上、学校会計事務処理の適正化にも取り組んでいるところです。

具体的には、学校休業日の子どもたちの活動を地域住民の方々によって支えていただくための事業、浦安の教育に期待される方向性について広く意見を聞くための取り組み、社会教育や学校教育に関する施策や個々の教育機関における取り組みなどの情報を適時に発信していく体制づくりなどについて、本年度予算に計上し、実施するとともに、学校徴収金マニュアルの作成や研修等の充実にも取り組んでいるところです。

粗大ごみ有料化の総括について

問　粗大ごみの電話申し込み制の実施前と実施後でクリーンセンターへの搬入量はどう変化したのか、また、電話申し込み制をどのように評価するのか伺います。

答　**環境部長**　平成11年度と12年度の対比について説明しますと、委託収集量で11年度では、1447トン、12年度が891トンで、556トン減少しています。一方、一般家庭持込み量では11年度では、283トン、12年度が579トンで、296トン増加しています。全体量は11年度1730トン、12年度1470トンで、260トン減少しています。

●可決された発議（全文）●

浦安市議会会議規則の一部を改正する規則の制定

浦安市議会会議規則（昭和56年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章　補則
　第159条（会議規則の疑義に対する措置）」を
「第7章　議員の派遣
　第159条（議員の派遣）
第8章　補則」

▲粗大ごみ処理券

粗大ごみ電話申し込み制についての評価は、粗大ごみの排出量を見ると導入前の11年度に比べ12年度は約15％の減量となっており、一定の効果があったと考えています。また、申し込み制にする前は粗大ごみを出す曜日がわかりづらいなどの問題がありましたが、申し込み制の導入で誤った日に排出されることもなくなりました。さらに排出抑制する効果として物を大事に長く使うという意識づけにもつながり、ビーナスプラザを活用するなどの効果もあったものと認識しています。

障害者支援について

問 所得税法や地方税法では、申告する本人あるいは扶養親族が障害者の場合、一定金額を障害者控除として所得から控除することができる制度があります。

介護が必要なお年寄りが障害者控除を受けられないのは不公平ではないかという声があります。

障害者手帳の交付を受けていなくても要介護者は障害者に準ずるものではないかと思いますが、当局の認識をお尋ねいたします。

答 **経営企画部長** 障害者控除の適用については所得税法施行令第10条第1項の1号から7号までに障害者の範囲について規定されています。

その中において、身体障害者手帳等の交付を受けていることや市町村長等の認定を受けることを要件として、所得税法上の障害者控除の適用が受けられるようになっています。

したがって、要介護認定を受けている、いないにかかわらず、障害者控除の適用を受けるためには身体障害者手帳の交付を受けていない人については、市町村長等が発行する障害者控除対象認定書が必要となっています。

名誉市民条例について

問 名誉市民条例は平成11年3月議会で起立満場で可決されましたが、この条例を提出される際に、内容の検討はどのようにされ、どのようなところを参考にされたのか、ご答弁をお願いいたします。また、選考委員会設置が規定されていない点について、当局のお考えをお尋ねいたします。

答 **総務部長** 名誉市民条例については、当時本市では自治功労及び一般功労者表彰とは別に数値的な表彰基準にかかわらず、市のために特に功労顕著な方、あるいは市の名誉となる活動をした方に対しこれを顕彰する制度が求められていました。こうした中で、県内31市に調査を実施し、名誉市民条例を制定していた23市の条例を参考とし、本市の実情を踏まえ内容の検討を行い、功績を議会をはじめ市民とともに称えたいとの切望から、制定をしたものです。

選考委員会等の設置は、条例の検討に当たり、自治功労及び一般功労者表彰との兼ね合いを勘案する必要があり、数値的な表彰基準を設けないことを想定したため、表彰候補者の選考に当たり、選考委員会等による選考は難しいと考えたものです。

教育改革について

問 学校評議員について、具体的運用は各学校長の裁量ですが、それで評議員の目的が果たせるのか、求められている評議員の目的に対する教育委員会の認識、法の中で定められている考えではなく一般的な評議員の役割、認識をお尋ねします。

答 **教育総務部長** 学校評議員制度は、学校や地域の実情等に応じてその設置者の判断により学校に学校評議員を置くことができると規定されています。学校評議員は校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて意見を述べることができる者とされ、校長は自らの判断により必要と認められる場合に意見を求める、その際、校長は学校評議員の意見に資するよう学校評議員に対し学校の活動状況について十分説明することが必要であり、校長は学校評議員の意見を参考としつつ自らの権限と責任において判断し、決定を下すものとされています。このようなことから、教育委員会としましても、学校評議員制度の目的は各学校長が学校や地域の状況を踏まえて学校の運営改善のために運用していくことにあるものと考えています。

▲給食センター

学校給食検討委員会報告書について

問 学校給食検討委員会の報告書について、報告書作成の過程で給食センター職員の声はどのように聞かれたのか。報告書作成後、職員に説明や協議はどのように何回行われたのか。その中で職員からはどのような質問や意見が出されているのか。報告書では委託する方向性を示されていますが、委託した場合、現職員の身分はどのように保障しようと考えておられるのか伺います。

答 **教育総務部長** 報告書の作成過程での職員の声の聴取は、検討に当たりセンター長も含め関係職員で構成する検討委員会で検討を進めたものです。

報告書の内容の説明は、3月1日にセンター職員に対する説明を行い、例えば委託した場合の短所についてどう考えるのか、あるいはセンター建て替えをする場合の土地は確保しているのか、委託した場合は熟練度に欠けるのではないか等の意見が寄せられました。

給食センターの運営形態を民間委託することに伴う給食調理員の処遇は、市長部局とも連携を図りながら、基本的には人事異動や職種がえにより対応する必要があると考えています。

おさんぽバスについて

問 おさんぽバスについて、車いすなどの移動制約者であるハンディキャップピープル、いわゆる障害者の方々に対する福祉運賃割引制度をなぜ導入しなかったのかという点を質問します。

答 **都市整備部長** おさんぽバスは路線バスとは異なるコミュニティバスという新しい交通システムとして運行しています。運賃の設定についても運行に当たり、主に元町にお住まいの方々を対象に平成12年度に実施したグループインタビューの結果や先進都市の状況も踏まえ、わかりやすくシンプルにするため、大人も子どももおつりの要らない、また現在の路線バスより安価なワンコインの一〇〇円としたものです。また、市が配付している福祉乗車券の利用については、検討は行いましたが、おさんぽバス独自の回数券の作成も含めバス事業者等との調整が必要なことなどから見合わせました。

おさんぽバスについては、現在実証運行の段階で、運賃の割引や福祉乗車券の利用については、今後利用者等に対しフォローアップ調査を実施する予定ですので、この結果等を踏まえながら検討していく必要があると考えています。

▲おさんぽバス

公園・緑地整備事業に関する特別委員会中間報告

公園・緑地整備事業に関する特別委員会では、これまで4回の特別委員会を開催し、総合公園については今後の事業スケジュールを考慮して平成14年第2回定例会で市当局に対する意見、要望という形で中間報告を行うことに決定しました。以下、意見、要望について報告します。

1、総合公園の整備に当たっては、短期間において大規模な整備計画変更のないよう、この公園の性格、規模、立地条件等を考慮するとともに、市民の声を十分に反映させたものとしていただきたい。

1、海辺のコアゾーン計画との整合をできる限り図れるようにしていただきたい。

1、公園の維持管理まで含めた公園づくりに主体的に市民が参加できる仕組みを検討していただきたい。

1、公園を一部開園する場合は、その管理方法を十分検討していただきたい。

第160条（会議規則の疑義に対する措置）」に改める。

第7章中第159条を第160条とし、同章を第8章とし、第6章の次に次の1章を加える。

第7章 議員の派遣

（議員の派遣）

第159条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

浦安市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

浦安市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第12項及び第13項」を「第100条第13項及び第14項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

保育所運営費の増額を求める意見書

今日、少子化が進行する一方で働く女性が増加するなど社会状況の変化に伴い、保育所はますます必要とされ、産休明け保育、延長保育、一時保育、子育て支援など保育所機能の拡充が求められている。

当市としてもこれらの要求に応えるべく、独自の施策で対応しているが、財政難のおりから自治体独自の施策や保育現場の努力だけでは限界がある。

住民要求に応えて保育所機能を安定的に充実させ、保育事業の推進を図っていくためには、保育所運営費の増額が緊急の課題である。

よって当議会は、政府に対して、以下についての改善を強く要望するものである。

1、保育所運営費の増額をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

保育所の整備計画をつくり、保育所新設のための施設整備費の増額を求める意見書

今日、住民の生活と労働環境はたいへん厳しくなり、保育所利用の要求は年々高まり、少子化といわれながら待機児童対策が急務の課題となっている。

待機児童の解消と、今後の住民の子育て支援事業なども含めた保育所への要求の高まりをかんがみ、抜本的な保育所の整備計画が必要な時期となっている。

また、保育所の新設は地域経済の活性化にもつながる。

当市においては、独自の財源を充て保育所の増改築の努力をしているところであるが、財政難のおり、限界がある。

よって当議会は、政府に対して、以下について改善されることを強く要望するものである。

1、待機児童の抜本的な解消と今後の保育要求の高まりに応えるために、保育所の新設のための施設整備計画をたてること。

2、保育所整備計画に見合った施設整備費の増額を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

各常任委員会の審査から

第2回定例会で所管の委員会に付託された各議案及び陳情は、6月12日教育民生常任委員会、13日建設経済常任委員会、14日総務常任委員会でそれぞれ審査されました。

ここでは紙面の関係で、委員会で行われた主な議案の質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

【総務常任委員会】

議案第1号　専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部を改正する条例の制定について）

問　個人市民税の非課税限度額引き上げは、生活保護基準額等との逆転を防ぐためですが、現在の生活保護基準額は幾らか。

答　生活保護額については国の試算では給与収入ベースで二七六万九〇〇〇円です。

また均等割の非課税は生活扶助額がベースになり収入金額として二五八万七〇〇〇円となっています。

問　土地等に係る個人市民税の長期譲渡所得に対する税率に関して、国税、県民税を含めた譲渡益課税の比率を伺います。

答　八〇〇〇万円を超える部分は市民税6％、県民税3％、所得税は30％という状況です。

議案第2号　市税条例の一部を改正する条例の制定について

問　平成15年の申告分離課税の一本化により、株式譲渡に関して本市税収の増減を尋ねます。

答　現在7割の個人投資家が選択している源泉分離課税が廃止され、本市に新たに申告されますので、増収を期待できます。

問　株式取引をされている市民への影響をお尋ねします。

答　申告分離課税の一本化により特定口座の開設で申告の必要はありません。

また源泉徴収を含めた総体的な負担は変わらないとのことです。

さらに一〇〇万円控除も延長されます。

【教育民生常任委員会】

議案第5号　市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

問　現在、高洲地区の児童は明海小学校と入船南小学校に通学していますが、全員が高洲小学校に行くことになるのか。

答　高洲小学校の通学区域は、高洲全域の予定ですが、今後の説明会の際にもいろいろなケースが想定されますので、個々の状況に応じて区域外にも弾力的に対応していきます。

問　高洲小学校の開校に伴う入船南小学校と明海小学校の空きクラスの状況は。

答　平成15年度の入船南小学校は14クラスと想定していますので、4学級の余裕が生じます。明海小学校の年度当初は17学級で1クラスの余裕が生じます。

【建設経済常任委員会】

議案第3号　住居表示審議会条例の一部を改正する条例の制定について

問　次の住居表示整備事業を高洲地区と考えているようであるが、具体的にいつごろの予定なのか。

答　住居表示は始めて約2年弱ぐらいかかる事業のため、今から始めても16年の秋ごろになると考えています。

問　明海地区や日の出地区についても住宅開発や開発道路が進んできているが、明海・日の出地区の住居表示実施の考えは。

答　日の出・明海地区については、宅地造成が進んでいるものの、大きな道路割りができていません。

周りの主要道路の整備が完了してからでなければ実施できないため、整備された段階で実施していきたい考えです。

議案第4号　自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

問　第7及び第9自転車駐車場を一時利用にする理由について。

答　第7駐車場がMONAと京葉線高架の中間で、第9駐車場がダイエー前に配置する駐車場ですが、幅が広いことと駅の直近部で利便性が高いということを含めて管理上の問題等、また、利用者の利便性の観点からを考えて定期利用よりも一時利用を主体に計画した方が、市民の利便性が高いと判断し計画したものです。

会派代表総括質疑

第2回定例会では、6月10日の本会議において、2人の議員がそれぞれの会派を代表して質疑を行いました。ここでは、紙面の関係で主な質疑及びその答弁の要旨について掲載いたします。

■日本共産党■

専決処分の承認について、

問　専決処分された条例改正の内容と特徴的な点をお尋ねします。

答　専決処分は、平成14年3月31日公布の地方税法の一部を改正する法律により、本市税条例関係条文中、急施を要するものについて専決処分をしたものです。

主な改正内容は、個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額の引き上げで、この限度額は国民生活水準の動向等の関連で、特に低所得者の税負担に配慮を加える必要性の趣旨に基づき設けられ、従来から、前年の生活保護基準額等の水準との関連で設定され、改正がない場合、その水準を下回ることから、限度額を引き上げたものです。また、現下の土地をめぐる諸情勢を勘案し、長期的な視野に立った土地取得にも配慮する見地から、平成16年度分まで適用が停止されている土地等に係る個人市民税の長期譲渡所得に対する税率を課税長期譲渡所得金額八〇〇〇万円を超える部分の税率6％を5・5％としたものです。

また、特別土地保有税の税額の算定に当たり、造船業基盤整備事業協会の解散に伴い運輸施設整備事業団が承継した土地に係る保有分の特別土地保有税について、特例として1／3とするものです。

問　市民税の均等割の非課税限度額の引き上げですが、改正による市税収入への影響額と非課税対象人数をお尋ねします。

答　平成13年度ベースで対象者数は29人、影響額は七万二五〇〇円です。

■公　明　党■

議案第2号　税条例の一部を改正する条例の制定についての附則第18条の2の4の条文で、特定口座を有する者にかかわる個人市民税の申告不要の特例が設けられていますが、この特例の範囲の詳細な説明をしていただきたいと思います。

答　今回の改正は、申告分離課税への一本化による個人投資家の申告事務負担の軽減を図るため、証券業者により上場株式等取引報告書が提出された一定の要件に該当する者について、市民税申告書の提出を要しない特例です。

「一定の要件」は、一つとして、前年中に特定口座内、上場株式等の譲渡に係る所得以外の所得を有しなかったもの、二つ目として、給与支払い報告書を提出する義務がある者から1月1日現在に給与の支払いを受けている者で、前年中に特定口座内上場株式等の譲渡に係る所得及び給与所得以外の所得を有しなかった者、三点目として、公的年金等支払い報告書を提出する義務がある者から1月1日現在に公的年金等の支払いを受けている者で、前年中に特定口座内上場株式等の譲渡に係る所得及び公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者となっています。

問　住居表示審議会条例の一部改正で、市民の委員の選任は、市長の推薦によるものか、公募によるものか、内容を伺います。

答　具体的には実施地区内の各自治会から推薦をいただいた方や、公募による方法も取り入れ選任する考えです。

永年勤続議員の表彰

永年にわたり地方自治の充実発展並びに本市の発展に尽力し、活躍された議員に表彰状が送られました。

◎全国市議会議長会（勤続15年表彰）
平野芳子
川口英樹

◎関東市議会議長会（勤続15年表彰）
平野芳子
川口英樹

市議会ホームページのお知らせ

市議会のホームページでは、平成9年からの会議録の閲覧・検索、最近の議会日程と議案等の一覧、議員名簿や議会のしくみなどがご覧になれます。

ホームページアドレス
http://sv2.city.urayasu.chiba.jp/discuss

本市への視察訪問（4月～6月）

4／11　北海道函館市（図書館）
4／23　福井県敦賀市（シンボルロード）
5／16　広島県府中町（図書館）
5／21　高知県高知市（図書館）
5／23　滋賀県彦根市（電子自治体）

請願・陳情の審査結果

趣旨採択されたもの	
陳情第5号（平成13年）	保育所運営費の増額を求める意見書の提出に関する陳情
陳情第6号（平成13年）	保育所整備計画をつくり施設整備費の増額を求める意見書の提出に関する陳情
不採択とされたもの	
請願第1号（平成14年）	有事関連3法案の立法化反対・憲法第9条擁護を政府に求める請願

編集後記

本号は、第2回定例会について編集いたしました。

お気づきの点やご意見がございましたら、左記までお知らせください。

浦安市猫実一丁目一番一号
浦安市議会事務局
☎三五一－一一一一内線一八〇四
FAX三五一－一一四〇
うらやす議会だより編集委員会
◎田中邦明　○乾昭一
空岡信耶　金子喜一
武内幸彦　森野卓郎
醍醐誠一　辻田明
西山幸男
◎委員長　○副委員長